

# (介護予防)認知症対応型共同生活介護 重要事項説明書

## グループホーム敬愛苑

当施設はご利用者に対して指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### 1 (介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスを提供する事業者について

事業者名	日本海観光株式会社
所在地	島根県松江市寺町198-57 ポートピア松江ビル3F
代表者名	代表取締役 客野 實
電話番号	0852-24-8001

### 2 利用者へのサービスを提供する事業所について

#### (1)事業所の概要

施設名	グループホーム敬愛苑
事業所番号	島根県3270101169号 / 平成17年5月9日指定
所在地	島根県松江市寺町198-57 ポートピア松江ビル4F
管理者	中村 明奈
電話番号	0852-24-8768
FAX番号	0852-25-8110
入居定員	18名 Aユニット9名、Bユニット9名

#### (2)事業の目的及び運営の方針等

事業の目的	認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、食事・入浴・排泄等の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるように支援することを目的とします。
運営の方針	利用者の権利・人格を尊重し、適切な介護技術をもって、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努め、残存する能力を最大限発揮できる環境を作り、常に豊かな人間関係が保たれる暮らしとなるよう支援します。
法人の理念	人と人、心の和を大切に
サービスの基本理念	1. 入居者様それぞれに合った「生きがい」づくり 2. 家庭的でやすらぎのある毎日を送るための「ささえあい」づくり 3. お一人おひとりの個性を尊重した「自立支援」 4. 栄養面に配慮した食事の提供と一緒に作る「たのしみ」づくり 5. いきいきと過ごすための「健康」づくり 6. 地域社会との「ふれあい」づくり

(3)施設の概要

敷地面積	1495.21㎡	
建物	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造地上4階建
	のべ床面積	662.91㎡

(4)居室の概要

ユニット	Aユニット	Bユニット
居室の種類	個室	個室
室数	9室	9室
面積	14.32㎡	14.32㎡
備考	クローゼット、洗面台あり	クローゼット、洗面台あり

(5)主な設備

	Aユニット	Bユニット
各ユニット内	台所・食堂兼居間・和室 浴室・脱衣室・洗濯室・共有洗面所2 トイレ3(うち身障者トイレ1)	台所・食堂兼居間・和室 浴室・脱衣室・洗濯室・共有洗面所2 トイレ4(うち身障者トイレ1)
共通の設備	談話室・スタッフルーム・苑庭・レクリエーションルーム・ラウンジ	
非常災害設備等	自動火災報知器・非常灯・誘導灯・スプリンクラー・消火器・消火栓 ガス漏れ報知器・漏電感知器・放送・緊急呼出装置	
緊急コール	トイレ・浴室・脱衣場には緊急コールを設置	

(6)職員の体制

①Aユニット

職種	常勤	非常勤	業務内容
管理者	1名(両ユニット兼務)		利用者・介護職員及び運営業務の管理全般
計画作成担当者	1名(介護職員と兼務)		認知症対応型共同生活介護計画の作成等
介護職員	6名(兼務あり)	4名(兼務あり)	入浴・排泄・食事等生活全般に係わる援助

②Bユニット

職種	常勤	非常勤	業務内容
管理者	1名(両ユニット兼務)		利用者・介護職員及び運営業務の管理全般
計画作成担当者	1名(介護職員と兼務)		認知症対応型共同生活介護計画の作成等
介護職員	7名(兼務あり)	2名(兼務あり)	入浴・排泄・食事等生活全般に係わる援助

③共通

職種	常勤	非常勤	業務内容
看護職員	1名	1名	利用者の健康管理に係わる援助

## (7)職員の勤務体制

職員の勤務形態	① 早番	7:30~16:30 (A、Bユニット1人ずつ)
	② 日勤	9:00~18:00 (A、Bユニット1人ずつ)
	③ 遅番	11:00~20:00 (A、Bユニット1人ずつ)
	④ 夜勤	16:30~ 9:30 (A、Bユニット1人ずつ)
日常生活時間	7:00~20:00	

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

## 3 提供するサービスの内容について

### (1)介護保険給付サービスの内容

サービス	内容			
食事等のお世話	調理や盛りつけ等、原則として利用者と職員が共同で行うよう努めます。利用者に合わせた形態の食事を提供すると共に、必要に応じ食事介助等を行います。			
	食事時間	朝食 7:30~	昼食 12:00~	夕食 17:30~
	おやつ	10:00、15:00		
入浴のお世話	ゆっくりと入浴することができるよう配慮し、適切な介助をします。			
排泄のお世話	利用者の状況に応じて適切な介助を行うと共に、プライバシーを考慮し、排泄の自立のために適切な援助を行います。			
生活相談	日常生活に関することなどについて相談できます。			
生活リハビリと日常のお世話	日常生活を通して、ご本人の出来ることを支援し、充実した生活が送れるよう支援します。生活リズムを大切にするため、朝・夕の着替えや適切な整容の配慮に心がけ、掃除や家事など共同生活の中でご自分の居場所や役割を持って頂くよう支援します。			
健康管理	職員により毎日の健康観察を行い、異常の早期発見に努め、健康で安定した生活を維持できるよう支援します。緊急時必要な場合は、主治医あるいは協力医療機関等との連携を図り適切な対処を致します。			
介護計画の作成	日常生活の中でご本人らしく生活を送って頂くため、認知症対応型共同生活介護計画をたて、利用者・ご家族に確認していただきます。 また、この計画は定期的に見直し、利用者の状態にあわせた計画とします。			

### (2)介護保険給付外サービスの内容

食材等の提供	旬の素材や家庭的な献立を考慮し、安心して体に優しく、栄養バランスの良いおいしい食事を心がけ、ご本人の嗜好に合わせたメニューやおやつを取り入れます。
教養娯楽・レクリエーション	誕生会、四季の行事などの参加を通じて、利用者と共に家族、職員、地域の皆様との交流が図れるよう積極的に努めます。
金銭管理 (小口お小遣い)	別紙「預かり金等取り扱い規程」により管理し、個人ごとの現金出納帳を作成し、事前に購入品等の確認を行い、収支を明確にします。
受診付き添い	健康を維持するため、定期受診は必ずお願いします。 原則としてご家族が付き添って(送迎含む)受診して下さい。緊急時は職員付き添いにて受診をいたしますが、至急病院へお越し下さい。
その他	常に利用者の心身の状況や置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者、ご家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な支援を行います。 介護保険に関する更新等の代行及びその他手続き等に関することを行います。

## 4 利用料金等

### (1) 利用料

#### ① 認知症対応型共同生活介護利用料

(30日分として)

要介護区分	基本単位	1割負担分	2割負担分	3割負担分
要支援2	749	22,470円	44,940円	67,410円
要介護1	753	22,590円	45,180円	67,770円
要介護2	788	23,640円	47,280円	70,920円
要介護3	812	24,360円	48,720円	73,080円
要介護4	828	24,840円	49,680円	74,520円
要介護5	845	25,350円	50,700円	76,050円

※厚労省通知等により変更となる場合があります。

#### ② 加算料金

加算	1割負担	2割負担	3割負担	算定要件等
医療連携体制加算Ⅰ ※要介護1～5の方	57円	114円	171円	事業所の職員として看護師を常勤換算で1名以上確保し、24時間連絡できる体制を確保していること。重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居時に利用者、家族に説明し、同意を得ていること。
協力医療機関連携加算 (1月につき)	100円/月	200円/月	300円/月	協力医療機関との間で、入居者等の同意を得て、病歴等の情報を共有する会議を定期的に行っていること。
サービス提供体制強化 加算Ⅰ	22円	44円	66円	介護職員の総数のうち勤続10年以上の介護福祉士が25%以上配置されている場合
科学的介護推進体制加算 (1月につき)	40円/月	80円/月	120円/月	利用者ごとのADL値、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出していること 必要に応じて計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、提出した情報、その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること
口腔・栄養スクリーニング 加算Ⅰ(6月に1回を限度)	20円/月	40円/月	60円/月	利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、介護支援専門員に提供している場合
R6年5月まで	介護職員処遇改善加算Ⅰ	基本サービス費及び各加算の合計単位数×11.1%		加算額に相当する介護職員の賃金改善を行っている等、キャリアパス要件及び職場環境等要件を満たしている場合
	介護職員等 特定処遇改善加算Ⅰ	基本サービス費及び各加算の合計単位数×3.1%		介護職員処遇改善加算を取得していること。 介護福祉士の配置等要件、職場環境等要件及び見える化要件を満たしている場合
	介護職員等 ベースアップ等支援加算	基本サービス費及び各加算の合計単位数×2.3%		介護職員処遇改善加算を取得していること。 他算定要件を満たしている場合
6月から	介護職員等 処遇改善加算Ⅰ	基本サービス費及び各加算の合計単位数×18.6%		上記の3つの処遇改善加算が一本化される。 加算額に相当する介護職員の賃金改善を行っている等、キャリアパス要件及び職場環境等要件を満たしている場合

③個別加算料金（該当者のみの加算）

加算	1割負担	2割負担	3割負担	算定回数等
初期加算	30円	60円	90円	入居後30日以内の期間(入院・外泊期間を除く)又30日以上入院して再入居する場合
認知症専門ケア加算Ⅰ	3円	6円	9円	入所者の総数のうち、日常生活自立度Ⅲ以上の割合が2分の1以上であること。認知症介護実践リーダー研修資格、又は認知症介護指導者研修資格を保有する職員が1人以上配置している場合
医療連携体制加算Ⅱ	5円	10円	15円	医療連携体制加算Ⅰを算定していること。算定日の前3月間において、医療的ケアが必要な状態の入居者が1人以上いること。
若年性認知症利用者受入加算	120円	240円	360円	若年性認知症利用者ごとに担当者を定め、特性やニーズに応じたサービス提供を行う場合
入院時費用（月6日を限度）	246円	492円	738円	入院後3ヶ月以内に退院が見込まれる方について退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合
退居時情報提供加算 （1人につき1回）	250円	500円	750円	入居者が医療機関へ退居した際、生活支援上の留意点等の情報提供を行った場合
退居時相談援助加算 （1人につき1回）	400円	800円	1200円	利用期間が1月を超える利用者が退居し、居宅で居宅サービスまたは地域密着型サービスを利用する場合、退居時に利用者及び家族に対して、退居後のサービスなどについて相談援助を行う他、条件を満たした場合
看取り介護加算（要介護1～5の方）				医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと判断したご利用者に対して、看護師の配置と夜間における24時間連携体制の確保等を行い、ご利用者・ご家族に対して十分な説明を行い、同意を得ながら看取り介護を行った場合 ※当該加算は死亡月に請求することから、退居後に加算に係る一部負担金を請求することがあります ※退居した日の翌日から死亡日までの間は算定しない
死亡日以前31日以上 45日以下	72円	144円	216円	
死亡日以前4日以上 30日以下	144円	288円	432円	
死亡日の前日及び前々日	680円	1360円	2040円	
死亡日	1280円	2560円	3840円	

④介護保険サービス以外の利用料金

項目	月額	日額
室料★	40,000円	1,340円
食材料費	42,000円	1,390円
水道光熱費★	20,600円	680円
管理費	2,000円	67円

○室料、食材料費、水道光熱水費、管理費の取り扱い

\* 月途中の入居・退居の場合は日割計算となります。

\* 入院・外泊期間中については、食材料費は算定いたしません。室料、水道光熱水費、管理費は月額での算定となります。

★認知症対応型共同生活介護利用者負担軽減事業により、対象者は室料及び水道光熱水費より軽減されます。

○利用者負担軽減の対象者及び軽減額

段階	負担軽減の対象者	軽減額	
		月額	日額(月途中の入退居の場合)
1段階	市町村民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 生活保護受給者	10,000円	330円
2段階	市町村民税非課税世帯で合計所得金額と課税 年金収入額の合計が年額80万円以下の方	10,000円	330円
3段階	市町村民税非課税世帯で上記に該当しない方	5,800円	190円

○軽減の方法

対象者の方が支払う、室料及び水道光熱水費の一部を軽減します。

○軽減の認定については、松江市に申請が必要です。

項目		料金
受診送迎代		2,000円/1回
受診付添代	スタッフが1人付添した場合	1,000円/1時間
	スタッフが2人付添した場合	2,000円/1時間
薬受取代行料		500円/1回
理美容費		800円/1回
介護用品費(おむつ代等)		実費
医療費		実費
日常生活費(個人で使用する嗜好品、日用品等)		実費

⑤小口お小遣い管理(詳細は別紙「預かり金等管理規程」を参照してください)

入居時	20,000円程度
残金が少なくなったとき(請求書にて)	10,000~20,000円

⑥退居時に必要なもの

居室清掃代	4,400円
-------	--------

(2)入居一時金:100,000円(入居開始日までにお支払いいただきます)

※退居時に下記の率にて返還するものとします。

年数	1年未満	2年未満	3年未満	4年未満	4年以上
還元率	80%	60%	40%	20%	0%

(3)料金の支払方法

上記(1)の①~⑤の料金・費用は、利用月ごとの合計金額により請求いたします。

請求書は、利用月の翌月15日ごろまでに郵送いたします。以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

①口座振替	山陰合同銀行	振替日:25日(土日祝の場合は翌営業日)
	山陰合同銀行以外の金融機関	振替日:10日(土日祝の場合は翌営業日)
②指定口座への振込	毎月25日までに下記の口座へ(振込手数料はご負担ください) 山陰合同銀行(0167) 松江駅前支店(004) 普通預金(3625476)	

## 5 入居・退居等

入居の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>①認知症(主治医の診断)があり、要支援2・要介護1～5の認定を受けている</li> <li>②少人数による共同生活を営むことに支障がない</li> <li>③常時医療機関において治療をする必要がない</li> <li>④他の入居者に伝染するような疾患がない</li> <li>⑤自傷他害の恐れがない</li> <li>⑥健康保険に加入している(生活保護の方を除く)</li> <li>⑦身元引受人を立てることができる</li> </ul>
退居時	<ul style="list-style-type: none"> <li>①医師の判断等により入院治療を必要とする場合、利用者に対し必要なサービスを提供することが困難である場合、他の介護保険施設、医療機関を紹介する等の必要な支援を行う</li> <li>②適切な支援を行うと共に居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健・医療・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める</li> </ul>
身元引受人等の条件、義務等	<p>身元引受人を2名定めていただきます。</p> <p>身元引受人は、契約上の債務について契約者と連帯して責任を負うこととなります。また、事業者が入居契約の解除を必要と認め要請した時は、協議の上、入居者の身柄の引き取り、居室の明け渡し及び居室の残置財産の引き取り等を行っていただきます。</p>
契約の解除	<p>〔利用者及び身元引受人からの退居の申出〕</p> <p>利用者の都合でサービス終了する場合、退居を希望する日の14日前までに申し出ること</p> <p>〔事業者からの解除〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①利用料金の支払いを正当な理由なく遅滞し、書面で通知後も改善されない場合</li> <li>②契約条項その他に正当な理由なく重大な違反をし、書面による通知後も改善されない場合</li> <li>③入居申込書、健康診断書に重大な不実記載があった場合、その他不正な手段により入居がなされた場合</li> <li>④利用者又は身元引受人が施設や職員又は他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又はこの契約を継続し難いほどの背信行為及び反社会的行為(従業者へのハラスメント行為を含む)を行い、その状況の改善が認められない場合</li> <li>⑤利用者に自傷他害の恐れがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと医師の意見を聞いたうえで事業者が判断した場合</li> <li>⑥利用者の心身状況が著しく低下するなど、少人数による共同生活を営むことに支障が生じたこと、医師の意見を聞いたうえで事業者が判断した場合</li> <li>⑦利用者が医療機関に入院し、明らかに1ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、又は退院後医療処置等が必要となり、施設等で対応できないと判断される場合</li> </ul> <p>〔自動終了〕</p> <p>以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①利用者が他の介護保険施設に入所された場合</li> <li>②利用者が亡くなられた場合</li> <li>③介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、要支援1及び非該当(自立)と認定された場合</li> </ul>

## 6 サービス内容に関する苦情

### (1)当事業所のお客さま相談・苦情窓口

苦情受付担当者	中村 明奈		
TEL	0852-24-8768	FAX	0852-25-8110
受付日	年中	受付時間	9:00～17:00

※また、苦情受付ボックスを敬愛苑入口に設置しています。

## (2)苦情処理体制

- ①利用者・家族より口頭・投書等により相談・苦情を受け付けます。
- ②苦情受付担当者が窓口や電話、訪問により相談・苦情解決します。
- ③解決が困難な事案については、必要に応じ管理者を含めた苦情処理検討会等で検討します。
- ④利用者・家族への解決方法を回答します。また、事業所内に苦情内容及びその解決方法を掲示します。

## (3)その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び島根県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

松江市介護保険課	0 8 5 2 - 5 5 - 5 6 8 9
島根県国民健康保険団体連合会	0 8 5 2 - 2 1 - 2 8 1 1

## 7 衛生管理等

- (1)食中毒及び感染症の発生を防止する為の取り組み等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (2)感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し、委員会の開催、研修、訓練を定期的実施しています。

## 8 緊急時における対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、緊急時のマニュアルに沿って事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族等への連絡をいたします。

## 9 協力医療機関等

協力医療機関	佐藤内科医院	松江市立病院
	福田内科医院	小林医院
協力歯科医療機関	四方歯科医院	
その他	夜間休日の緊急時は救急医療機関で対応します。	
協力介護保険施設		

## 10 重度化した場合の対応に係る指針について

利用者が重度化し寝たきりの状態となり、看取りの必要が生じた場合は、医療機関(主治医)との連携により医師、看護師、ご家族と協議のうえ、「敬愛苑」での継続介護、他施設等への移動も含め、利用者に対して最善の方策を検討します。また、重度化し入院治療が必要となり、利用者またはご家族が退院後の事業所再利用を希望する場合は、入院期間中の室料、水道光熱水費、管理費を算定します。

## 11 安全管理と事故発生時の対応

サービスの提供にあたり安全管理体制等の確保に努め、転倒・事故防止の観点から余計な物品等を放置しない等事故を予防する環境整備に努め、利用者の体調の変化に常に気を配りながらサービスを提供します。

事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村、身元引受人に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を明らかにし、再発生を防ぐための対策を講じます。



## 12 損害賠償等

事業所において、事業所の責任により利用者が生じた損害については、速やかに損害賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

当事業所は東京海上日動火災保険株式会社と損害賠償保険契約を結んでいます。

## 13 非常災害対策

防災時の対応	別途定める「敬愛苑消防計画書」により対応
防災設備	当説明書ページ参照
避難訓練	年2回実施
防火責任者	加藤 寿英
防犯・防災面等の対応	防災センターにて対応

## 14 秘密の保持について

(1) サービスを行う上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

(2) 法令規則により公的機関あて報告が義務付けられているもの、医療機関等との連携に必要な場合は、別紙「個人情報への使用に係る同意書」にて利用者又は身元引受人の同意を得た後、関係先のみ提供できるものとします。

## 15 記録の保管

サービス記録及びその実施状況に関する記録は、退居後2年間保管致します。書類が必要な場合は交付致します。(記録の謄写費用はいただく場合があります。)

## 16 身体拘束の禁止

(1) 利用者本人もしくは他の利用者の身体に危険が生じるような緊急やむを得ない場合を除いて、利用者の身体を拘束することはありません。

(2) やむを得ず身体拘束を行う際は、回避方法について十分に検討した上で、拘束を行う以外に安全確保が困難と判断されたケースについて、「身体拘束廃止委員会」が緊急やむを得ない場合に該当するかどうか、その必然性について十分に検討し、利用者及びご家族へ説明し、同意をいただいた上で実施します。

(3) 緊急やむを得ず行う身体拘束について、実施状況の記録を整備し、身体拘束廃止委員会にて拘束回避の可能性について、定期的に検討し、身体拘束廃止に向けた取り組みを行います。

## 17 高齢者虐待の防止

利用者の人権擁護・虐待防止のため、指針の整備、定期的な委員会の開催、及び研修の実施、そのほか虐待防止のために必要な取り組みを行っています。

虐待防止に関する担当者を配置しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 中村 明奈
-------------	-----------

## 18 業務継続計画の策定について

感染症や災害発生時における、利用者に対する継続的なサービス提供の実施や中断時における早期の業務再開の手順等、非常時における事業継続の方法を定めた業務継続計画を策定し、定期的な見直しを行います。職員に対しても周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

## 19 地域との連携について

- (1)事業所は、周辺地域との相互理解に深め、地域に開かれ、地域と支えあうグループホームとなるために利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員、市町村職員等で構成される運営推進会議を設置しています。
- (2)2ヶ月に1回開催し、活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに運営推進会議からの必要な要望、助言等を聞く機会を設けています。

## 20 第三者による評価の実施状況等

第三者評価の実施の有無	開設時(平成17年度)から実施している 特例適用を受け、実施しなかった年は自己評価を実施している
実施した直近の年月日	令和6年1月18日
実施した評価機関の名称	NPOしまね介護ネット
評価結果の開示状況	WAMNET(介護事業者情報)で自己評価、外部評価、目標達成計画を公開

## 21 その他留意事項

来訪・面会	事前予約にての面会となります。面会時は所定の用紙にご記入ください。 時間：10：30、14：30、16：00 1日2枠の予約となります。
外出・外泊	外出の場合は、行き先と帰宅予定日時を職員に伝えてください。外泊の場合は、所定の用紙にご記入後、職員に提出して下さい。
入院等	入院時の付き添いは当事業所ではできません。必ず家族様等で対応して下さい。
感染予防	来訪・帰苑の際は、必ず手洗いと玄関にある消毒液にて消毒をお願いします。冬場は感染症の予防接種を受けるようにして下さい。
食品の持ち込み	食中毒や衛生上の問題もあり、食品の持ち込みはご遠慮下さい。 持ち込まれる際は、職員が預かりますのでお申し出下さい。
衣類	衣類にはすべてお名前をご記入下さい。洗濯は事業所内でしますので、洗濯のできる素材の物をご持参下さい。洗濯ができない物については、ご家族で責任をもってクリーニング等の対処をお願いします。定期的に衣替えや補充をお願いします。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備・器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合は、賠償していただくことがあります。
居室の改装・模様替え	正当な理由がない限り、居室の改装・模様替えはできません。正当な理由がある場合のみ書面にて届け出て、事業者の確認を得なければなりません。また、それに要した費用及び契約終了時の原状回復費用は利用者及び身元引受人の負担とします。
喫煙	原則禁煙です。
迷惑行為	騒音等、他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。
所持品の管理	必要な場合は事業者が管理します。
現金等の管理	必要な場合は事業所が管理します。

令和            年            月            日

(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要事項の説明を行いました。

事業者	所在地	島根県松江市寺町198-57
	法人名	日本海観光株式会社
	事業所名	グループホーム敬愛苑
	説明者	管理者 中村 明奈

私は、本書面により、(介護予防)認知症対応型共同生活介護についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

利用者	住所	
	氏名	印
署名 代行者	私は、利用者の意思を確認した上、上記署名を代行しました。	
	住所	
署名 代行者	氏名	印
	住所	
身元引受人 (第一位)	住所	
	氏名	印
身元引受人 (第二位)	住所	
	氏名	印